平成２２年（フ）第７号
北海道紋別市花園町５丁目１番19号
債務者　長谷川　薫
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２２年（フ）第８３号
青森県八戸市柏崎４丁目15番43号　イーマックス柏崎308号、前住所青森県三戸郡階上町蒼前東４丁目６番地160
債務者　河村　勝利
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
青森県八戸市東白山台４丁目29番８号フォーリーフＣ号、前住所青森県三戸郡南部町大字剣吉字大坊13番地30
債務者　木村　　聡
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１０４５１号
大阪市住吉区南住吉４丁目５番３―205号
債務者　町田　有希
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５２４号
大阪市住吉区苅田９丁目２番25―211号
債務者　弓場　宣男
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１９０号
大阪市平野区喜連４丁目13番３―408号
債務者　七谷運送こと　七谷　知彦
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２１７号
大阪市中央区谷町７丁目１番33―204号
債務者　福上　澄明
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２８７号
大阪市生野区勝山南１―１―25　ウルール勝山101、住民票上の住所兵庫県川辺郡猪名川町伏見台５丁目２番地43
債務者　山中　雄介
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２８９号
大阪市鶴見区今津北５丁目14番18号
債務者　上出　節子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３００号
大阪府守口市藤田町６丁目12番３号　高志方
債務者　井上　章策
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３０３号
大阪市生野区新今里１丁目12番２号
債務者　阪田　浩司
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３０８号
大阪府茨木市沢良宜東町10番29号
債務者　原田　礼子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３５１号
大阪市生野区小路東２丁目17番９号サンライズアンカ201号
債務者　菊池良一こと　金　　良柱
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３６０号
大阪市東成区大今里１丁目24番10号ＫＡＮＡＩＣＯＲＰＯ401号
債務者　木本　光一
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３６６号
大阪府茨木市真砂１丁目30番12号
債務者　洲本　昌邦
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４０８号
大阪府交野市星田９丁目45番10号
債務者　宮﨑　恭子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７３０号
大阪府八尾市東山本新町７丁目４番８号三恵マンション56号室
債務者　冨永　洋一
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部